

## 身延町総合計画及び総合戦略について

### 総合計画とは

総合計画は、平成 23 年 5 月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定は、市町村の判断に委ねられることとなりました。

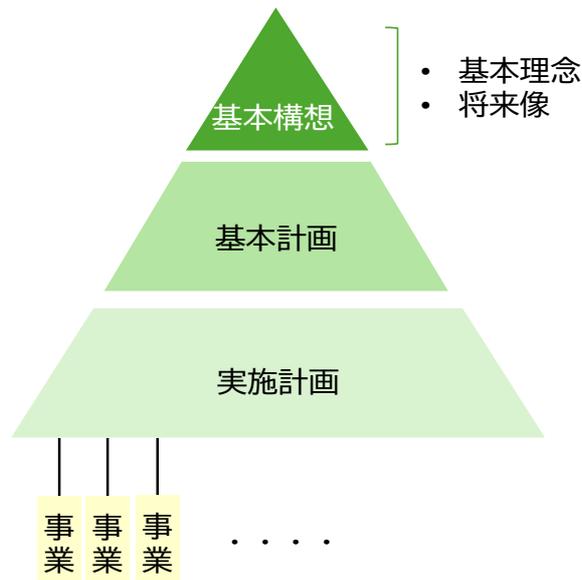
そこで本町では、「身延町総合計画条例」を制定し、総合計画を町の最上位の計画として位置付け、今後 10 年間のまちづくりの基本方針を定めるものとして、町の将来像や目指す方向性を明らかにし、他の個別計画や施策の土台となるものとして策定しています。

これまでに第一次総合計画（平成 19 年度～平成 28 年度）、第二次総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）を策定し、町が目指す将来像「安らぎと活力あるひらかれたまち」の実現に向かってまちづくりを進めてきました。この度、令和 8 年度に計画期間が終了することから、令和 9 年度を初年度とする第三次総合計画を策定します。

### 総合計画の構造

総合計画は「基本構想」、「基本計画（前期・後期）」、「実施計画」の 3 層構造となっています。特に本年度策定予定の「基本構想」は町の理念や目指すべき将来像を定め、まちづくりの方向性を定める最重要内容となります。

図 1 総合計画の構造図



### ■ 基本構想

基本構想は、本町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を明確にするとともに、目指すべき目標を定め、まちづくりの方向を示します。計画期間は、令和9年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする10箇年計画とします。

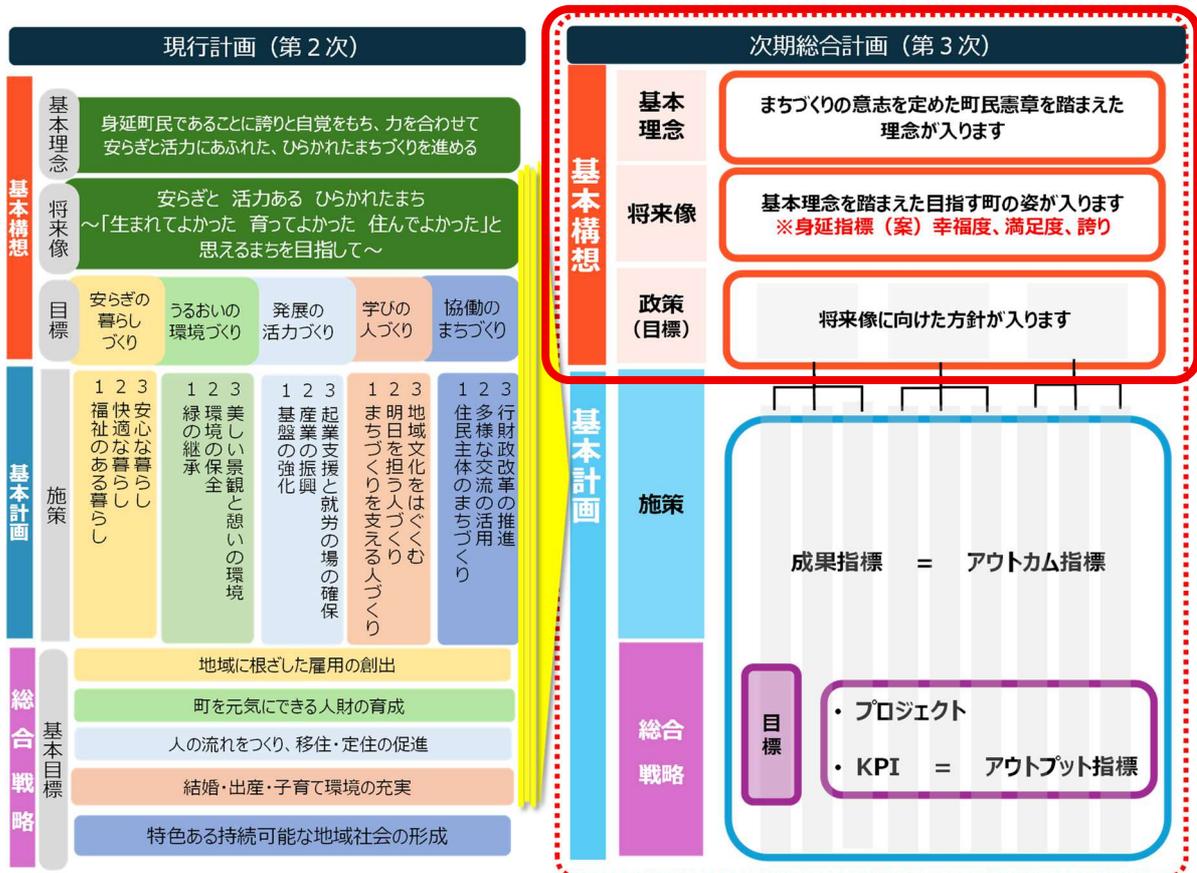
### ■ 基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの方向を目標として、その実現に必要な政策体系を分野別に定めます。計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5箇年を前期基本計画とし、これに続く令和14年度から令和18年度までの5箇年を後期基本計画とします。

### ■ 実施計画

各課等または各担当において、基本計画で定めた施策の優先度や実効性を見極め、実施時期、事業内容、事業量を計画し、財源を示すことにより、毎年度の予算編成の指針とするものです。実施計画は、PDCA サイクル検証結果を基本にして、財政計画と密接に連動させ、計画期間を3年とし、毎年度更新するローリング方式<sup>1</sup>により進行管理を行います。

図2 新旧の総合計画のイメージ



<sup>1</sup> ローリング方式: 計画期間中であっても、社会状況の変化や施策の進捗状況に応じて、必要に応じて計画内容を見直し・修正していく方式のこと

## 総合戦略とは

総合戦略とは、正式には「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」と呼ばれ、人口減少が進む日本社会において、地方と東京圏がそれぞれの強みを生かし、活力ある持続可能な社会を構築することを目的とした「地方創生」のための計画です。

平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号) 第 10 条において、市町村がそれぞれの実情に応じて策定する地方創生に関する基本的な計画として、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(地方版総合戦略)」の策定が努力義務として定められており、主に以下の 3 点を盛り込むこととされています。

1. 地方における安定した雇用の創出
2. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現
3. 地域への新しい人の流れの創出と定着

また、市町村が策定する地方版総合戦略は、国や都道府県の総合戦略を踏まえることが求められています。国においては、令和 4 年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に見直し、令和 5 年度からを計画期間とする新たな戦略として、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。これを受けて本町でも、デジタル技術の力を活用し、地方創生の取組をさらに加速・深化させるため、「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和 6 年度改定)を策定いたしました。

さらに国では、令和 7 年 6 月に「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定し、我が国の基盤である「強い経済」と「豊かな生活環境」を一層発展させること、そしてそれらを支える多様な地域や人々が、それぞれの幸せを実現できる「新しい日本・楽しい日本」の創出を目指しています。

とくに人材が希少となる社会においては、一人ひとりを大切にする「人中心の国づくり」が求められており、「人財尊重社会」の実現が重要な課題とされています。多様な価値観をもつすべての人々が互いに尊重し合い、日本各地が自己実現を果たせる魅力ある場となることを目指します。

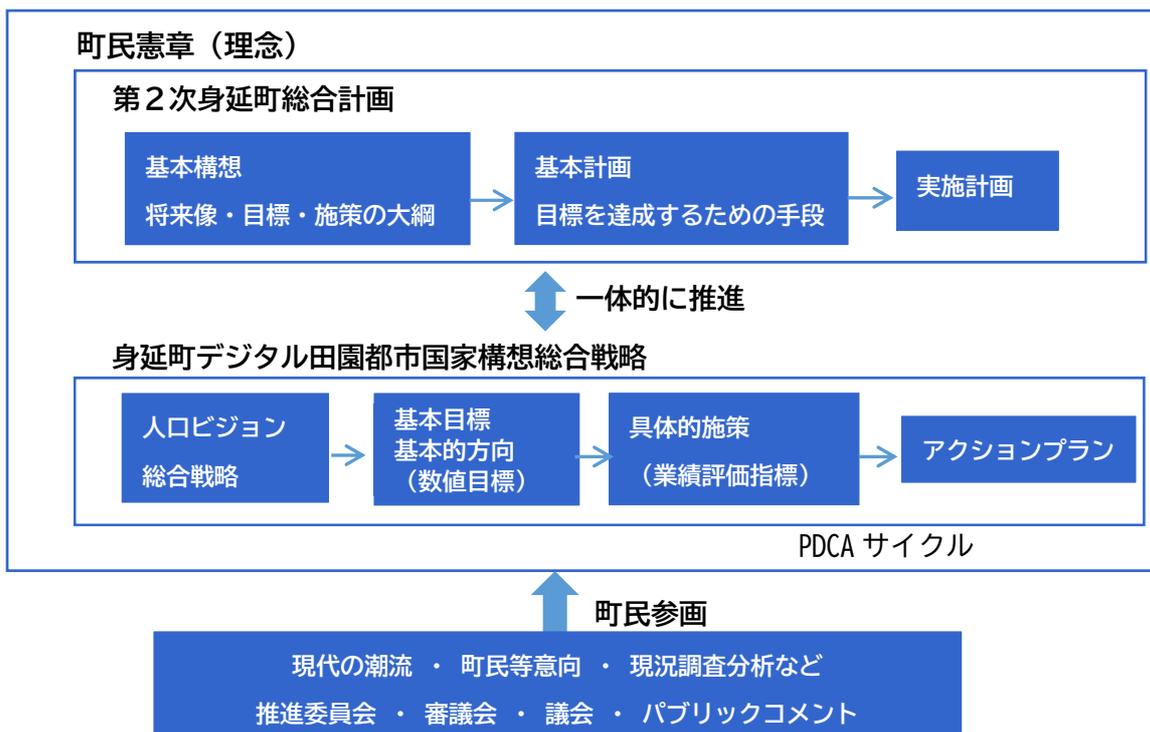
あわせて、地域の未来を担う若い世代が地域に愛着をもち、主体的に考え、選択し、行動する力、さらには社会の一員として活躍する力を育む「人づくり」が進められる社会を目指しています。

これらの国の方針を踏まえ、都道府県および市町村においても、総合戦略の策定(改定)を進めることとなります。

## 総合計画と総合戦略の一体化の検討

現在策定されている第2次身延町総合計画は、前述のとおり平成29年度を初年度とし、令和8年度までを計画期間とする10箇年計画で、町の総合的な振興・発展などを目的とする全ての計画の最上位計画です。

一方、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略は、人口減少克服・地方創生が目的であり、両者の目的や政策の範囲は必ずしも同じではありません。



出典：身延町デジタル田園都市国家構想 総合戦略」（令和6年3月）

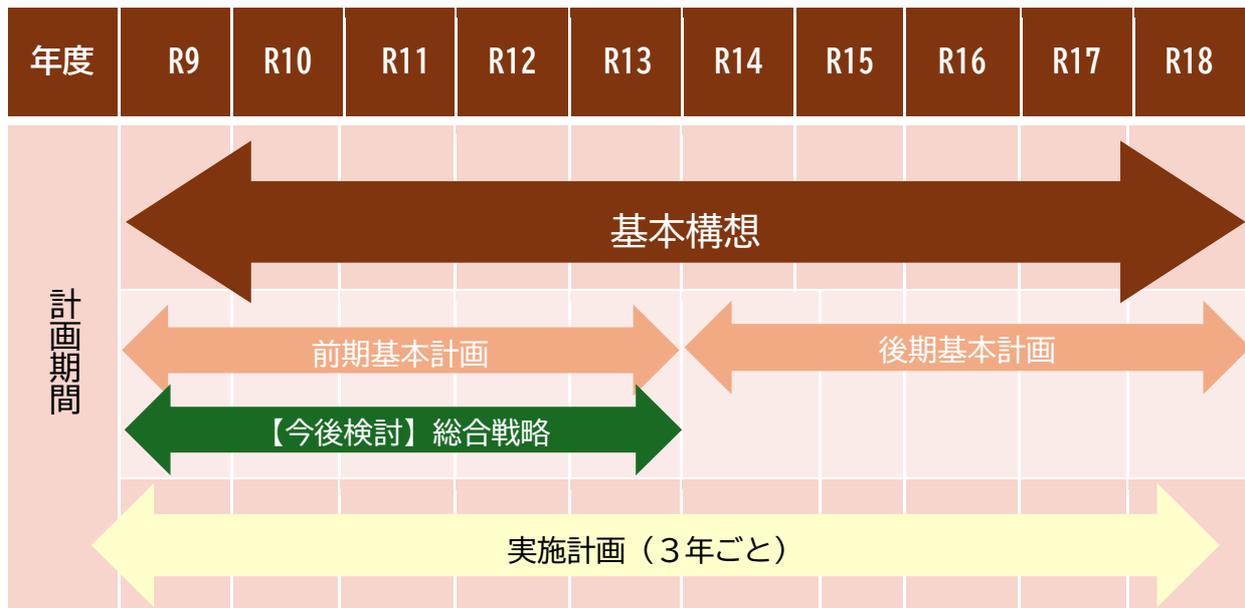
しかしながら、上記の図に示すとおり、本町ではすでに総合計画と総合戦略を一体的に推進しています。また、少子高齢化や人口減少が一層深刻化するなか、これらの課題に対応するためには、人口減少の克服に向けて重点的かつ優先的に取り組むことが不可欠です。特に、将来の人口推計や人口規模を踏まえ、町の将来像を的確に描いていくことが求められます。

さらに、現行の総合計画および総合戦略はともに令和8年度末で計画期間が終了することから、次期計画の策定にあたっては、両計画の特性を踏まえたうえでの一体的な検討が必要です。具体的には総合計画は施策を縦断的に体系化するものとして、総合戦略は分野横断的な視点から町全体の在り方を整理・検討する役割であることを踏まえ、それぞれを切り離すのではなく、相互に連携させ、総合的かつ整合性のある施策の展開を図ることが重要となります。県が令和5年度に策定した山梨県総合計画は、総合戦略と一体で策定されたことも踏まえ、本町においても、総合計画と総合戦略を一体的に策定する方向で検討しています。

## 計画の期間

基本構想（令和9年度～令和18年度）、前期基本計画（令和9年度～令和13年度）、後期基本計画（令和14年度～令和18年度）を計画期間とします。

なお、総合戦略を一体的に策定することになった場合の計画期間は、前期基本計画と同様に、令和9年度から令和13年度の5年間とします。



## 総合計画審議会の役割

---

### ■計画の審議

総合計画審議会（以下、「審議会」という。）では、町の将来像や目指すべき方向性について、町民の視点や専門的な視点など、多様な立場から検討・助言・審議を行っていただきます。また、策定過程における透明性と公正性を確保する役割も担っていただきます。

### ■総合計画と総合戦略の一体化の検討

前述の総合計画と総合戦略の一体化についても審議していただきます。

### ■町民ワークショップの実施

総合計画は、より良いまちづくりを実現するための指針となる重要な計画です。策定にあたっては、町や審議会といった会議体だけでなく、まちづくりの主役である町民の皆様とともに共創して策定していくことが重要です。

そのため、町民ワークショップを開催し、町民の計画への参画を広げます。ワークショップのメンバーには、今回の審議会委員をはじめ、PTA 役員やまちづくりに関わる方などにご参加いただく予定です。

多様な関係者を分野ごとに分科会として編成し、ワークショップでの意見や協議内容を、総合計画の基礎資料として反映します。

## 総合戦略推進委員会の役割

---

### ■人口ビジョン・総合戦略の審議

総合戦略推進委員会は、町民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働関係団体、メディアなど、幅広い分野の方々に構成されており、専門的な見地や多様な視点から、人口ビジョンや総合戦略の内容、目標値、KPI の設定等についてご審議いただきます。また、総合戦略策定後には、今後の推進に向けた効果検証など、評価の役割も担っていただきます。

### ■総合計画と総合戦略の一体化の検討（再掲）

前述の総合計画と総合戦略の一体化についても審議していただきます。